

会 議 録

会議の名称	第24回小金井市保育計画策定委員会		
事務局	子ども家庭部保育課		
開催日時	令和3年2月25日(木) 18時00分から19時50分まで		
開催場所	前原暫定集会施設A会議室		
出席者	委員	米原 立将 委員長 長汐 道枝 副委員長 飯塚 絵美 委員 井戸下 望 委員 竹澤 千穂 委員	田邊 満寿美 委員 茂森 俊介 委員 大越 郁子 委員 中村 悠子 委員 真木 千壽子 委員
	事務局	保育政策担当課長 平岡 良一 くりのみ保育園園長 前島美和	保育課長 三浦 真 さくら保育園園長 柴田 桂子
欠席者	平野 麻衣子 委員、藤原 大介委員、堀尾 瞳委員		
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可		
傍聴者数	3人		
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 会議録の確定について(報告) (2) 小金井市すこやか保育ビジョン(素案)に対する意見及び検討結果について ア 素案全体及び第1章への意見について イ 第2章及び第3章への意見について ウ 第4章への意見について エ 第5章への意見及び総括的意見について (3) その他		
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり		
提出資料	次第 資料63 小金井市すこやか保育ビジョン(素案)に対する意見及び 検討結果について(案) 資料64 【検討結果(案)反映後】小金井市すこやか保育ビジョン (素案)(当日配布)		
その他			

令和3年2月25日

開 会

米原委員長

それでは、ただいまから、第24回小金井市保育計画策定委員会の会議を開会致します。

本日、藤原さんと堀尾さんから欠席のご連絡をいただいているとのことなので、ご報告をさせていただきます。

それでは、20時にはすべてここを閉めるということなので、片付けの時間等もありますので、19時半ぐらいに締めたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

本日は、パブリックコメントでいただきました意見に対する検討結果案の確認を完了しなければいけないという会議となっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、議題(1)です。「会議録の確定について」でございます。前回の会議録については、今日の会議時間をなるべく確保するために、皆様にメールで校正依頼を行いまして、期限までに訂正のご連絡がありませんでしたので、校正依頼をした内容をもって確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(全員)

(異議なし)

米原委員長

ありがとうございます。それでは、議題(1)会議録の確定を終え、次に進みます。

議題(2)です。「小金井市すこやか保育ビジョン(素案)に対する意見及び検討結果について」でございます。まずはじめに事務局からの説明をお願い致します。

事務局(保育政策
担当課長)

それでは、事務局より資料のご説明をさせていただきます。

はじめに、資料の送付が遅くなりまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。お詫び申し上げます。まず、資料についてでございますが、表形式の資料63が、パブコメのご意見と回答結果案として、最終的にこちらのできあがったものをホームページで公表するという形式でご覧いただければと思います。

また、資料64につきましては、あくまでも参考でございますが、今、出させていただいている資料63の検討結果案、こちらをベースにして計画の方に反映するとどうなるかという形で作らせていただいた素案となりますので、これを参考に閲覧いただければと思います。

次に、パブコメに寄せられた意見に対する検討結果案策定にあつ

てでございますが、こちらにつきましては、委員長に確認の上、パブコメにかけた素案は、これまで2年という時間をかけて策定委員会でご議論いただいた結果であることを尊重しまして、素案自体の考え方を变えるのではなく、誤字などの明らかな誤りや、記載を变更することでより意図が分かりやすくなる点について修正したものとなっております。

本日の協議の進め方でございますが、表形式の資料63に沿って、次第にあります通り、全体と第1章、第2章及び第3章、第4章、第5章と総括的意見の以上の4つに分けてご協議を頂く形でいかかかと思っておりますので、よろしくお願い致します。説明は以上です。

米原委員長

それではですね、今事務局から説明していただいた通りですね、4つに分けて、確認していただきたいと思えます。

先ほどもありましたように、この素案ですね、すこやか保育ビジョンの素案というのは、これまで長い時間をかけてご検討いただいたものですので、意見をいただいた、それもたくさん意見をいただいてありがたいことではございますけれども、大きな変更を、これでまた議論して、大きな変更をしていくということではなく、いただいた意見は当然尊重しますけれども、今後には活かすようにすべきだと思えますけれども、表現ですとかですね、より分かりやすいものにするための変更をしていこうというふうに思えますので、よろしくお願い致します。

まず、アのですね、素案全体及び第1章への意見について、でございます。資料で言いますと、63ですね、資料63の、1番から10番が素案全体及び第1章への意見ということになります。この部分の検討結果案というのは意見いただいて、それに対して少なくともこの場ではこうお答えするというような案ですけれども、ご意見等ございますでしょうか。よろしくお願い致します。

井戸下委員

井戸下です。今、この資料63の1から10で具体的に出ているものではないのですが、ちょっとほかのところで、分かりやすい表現は漢字じゃなくてひらがなの方が、という意見があったので、9ページの、64と60でページがちょっとちがうんですね。8ページです。資料64でいうと8ページの、4つ目の塊の、2行目の後ろの方が、「首都圏への人口流入による社会増にも拘わらず、」、これもひらがなの方が良いのかなと思いました。

他のところで同じ漢字が使われているところがあるのは、私は見つけられなかったのですが、隣のページの「わたって」とかはひらがなに変えているというのであれば、ここもひらがなの方が分かりやすいのかなと思いました。以上です。

米原委員長

ありがとうございます。原稿があればすぐに検索することができま

すので、他の部分も確認をして、バランスを取ってひらがなにできるようにしていきたいと思います。よろしいでしょうか。

他は、いかがでしょうか。

大越委員

大越です。意見で良いんですよね。10番まで？

米原委員長

はい、10番までです。

大越委員

私、これは本当に根本的なところになっちゃうのですが、5番のところの、保育の質の定義のところなのですが、仰る通りで、武蔵野の先生が講演してくださったときも、保育の質の定義ってしっかり書かれてあって、今回小金井市の保育ビジョンの中ではこういう話は出なかったのかなと思うのですが、今から言ってもあれなんですけれども、なんかすごい、ここは抜けていたなという、反省です。

米原委員長

なるほど。

大越委員

はい。専門家の先生から見たほうが、間違いはないのかなとは思うのですが。

米原委員長

はい、ちなみに、保育の質の定義は、ちょうど1年ほど前に国の検討会でも報告書がまとめられているのですが、簡単にできないという結果が出ていまして、ここに挙がっている人材だとか環境だとか内容って視点もあるということで、いろんなものが挙げられているというのはありますね。

委員会で、ちょっと話題にはなっていたかもしれませんが、自分たちの地域の保育をどういうふうにするのか、我々の保育の、この地域の保育の質をどういうふうにするのかということも、このビジョンをきっかけにですね、共有していただけたらと思います。

出すのも大事ですが、定義をすることについてもマイナスの面もありまして、ここの保育園は質が良い、悪いというのを、限られた情報の中で判断を、様々にされてしまうというですね、そういう恐れもあるのですが、実際は、保育園って、場所を移動することもできないし、現状では利用者もあまり選ぶことができない中で、その現状が良いと言っているわけじゃないのですが、保育園の中で、よりその保育園の質を上げていくということに現状はなるのかなというふうに思います。

でも、質ですね。このガイドライン、ビジョンですが、出た後、出しっぱなしにするんじゃないで、皆でそれを生かしていくというの、大事な視点ですね。

大越委員

大越です。ありがとうございます。多分、先生方からすると、保育の質って言われて、ピンとくると思うのですが、私たち保護者からすると、保育の質が一体何なのかも、正直あまり、浸透されてい

ないというか、というのが現状ではあるので、そこを共通理解として、今後の課題として、共通理解で小金井の保育の質というのはこういうことなんだよというのが、もっと深められて行ってほしいなというふうに思いました。

米原委員長
飯塚委員

今のことにに関して、他の方はいかがでしょうか。

飯塚です。今、大越さんが仰ったように、確かに、ここのところは抜けていたなというのはあって、今、委員長も仰ったように、多分保育の質って、研究によって何を保育の質として定義するかって色々違っていると思うのですけれども、ちょっとうろ覚えなのですが、私が以前読んだもので、いろんな研究を概観して、保育内容といういわゆる保育園にはこういったものがあって、それを支えるのが保育の人材や保育の環境だというような、それがどんな研究にも共通していることだというのを読んだことがあるので、何か、しっかり定義はしなくても、今後も保育ビジョンを検討していくにあたって、そういった、こういった研究があって、こういうことが言われていますよというところには、触れても良いのかなという印象を持ちました。

米原委員長
大越委員

他は、いかがでしょうか。

大越です。飯塚さんのことと同じで、やはり、保育の質を高めるというのが、市内でなかなか、できているところももちろん一杯あるのですけれども、追いつかないという声も保護者の中では結構聞かれています、じゃあ、何を改善したらできるのかというところを、保育のビジョンで、底上げしていくんだと思うのですけれども、保育の質というのがある程度ないと、何を改善するのかとか、やっぱり何か一言、保育の質について、何か入れられないか、今の現状で良いのですけれども、何か本当に、ここは抜け落ちたなと申し訳ないのですけれども、反省してしまったのですけれども。

米原委員長

ちなみに、どの研究にも出ている、人材だとかなんとかって、それぞれ様々なんですけれども、経験がなんだとか、学位がなんだとか、ということですね。それは、それぞれの研究所では成り立っているのですけれども、各施設で、保育の質を上げていくというときには、かなり大きな話になってしまうので、じゃあ、今、我々の質をどういうふうに上げていこうか、というときには、こちらに掲げた基本目標ですとか大切にしたいことというのを、地道に語り合っていく、そのために使えるというかですね、活用できるものになっているのかなと思いますが、現場の先生方は、いかがでしょうか。

真木委員

真木です。確か、この会が始まって、武蔵野市のガイドラインの説明を鈴木佐喜子先生がなさったときに、私質問したんですね。じゃあ、先生の仰るところの、いろんな先生がだ一つと色々な説明をしてくださっていて、保育の質とは何ですかという質問をした。曖昧な感じ

だったから。そしたら、委員長が仰ったように、そういう、なんというのか、確定して言うべきものではなく、ここに書いてある、武蔵野市のガイドラインって書いてあるけれども、そういう感じなんだということで、あ、そうなんだと思ったのですけれども、やはり保育の質というのは、私たちどっぷり入っている保育士はわかるのだけれども、外部の方は、今仰るように、分からないんだなと思ったら、保育の質の観点ってどこなんだろというの、ひとつ、今からでも遅くはないと思います。遅くはないと思うけれども。あとでね、後で、入れとけばよかったとなるならば、今、何行かを追加すれば終わることであれば、入れても良いんじゃないかとは思いますがけれどもね。まあ、いろんなことがあるでしょうから。

米原委員長

何行で、何行かで済んで、ここで納得がいて、さらにでも、それを、パブコメをかけた後に、大きな変更というのは望ましくないの、それに対してまたパブコメを取るわけではないのでね。

こちらのエッセンスが外れず、簡単に、簡単にというか、今仰っているように何行かのできるのであればよいですけれども、そのために申し訳ないけれども、時間を1時間半使うわけにはいかないの。ありますか、何か。

井戸下委員

難しい、定義するのはちょっと難しいかなとは思いますがけれども、ひとつ集約できるとすれば、子どもの権利を守っているかどうかというところかなというふうには思います。

それを守った保育、子どもを尊重した保育ができていれば、質が高いと言えるのかなと思うのですけれども、それを、やはり子どもを尊重するというの、どういうことだ、というのを定義するのもやはり難しいので、これはもう、ずっと永遠の課題なんだなという気はしますけれども。

さっき委員長もおっしゃっていましたがけれども、それを定義して、これが質ですよと言ってしまふことで、またマイナス面も出てくるのかなとも思いますし、みな個性が、お子さんの個性はバラバラなので、その子に合った保育は、どういう保育かというの、親御さんが、うちの子にはこういう方が、こういう方が合う、と、じゃあ、合わない方は、質が悪いのかと言ったら、そっちの方が合うというお子さんもいると思うんですね。言い出すときりが無いのですが。難しいのかなという気がします。

米原委員長

とても大事、多分、武蔵野だろが世田谷だろが、こういったものを作った後に、本当にこれってどうなんだろかという話ができることが大事で、逆に、こうでなければならぬというふうに示されると、あまり検討協議ができない、硬直した保育にもなってしまうので、このやりとりが大事なんだということをまずは共有したことは良い

と思いますが、いかがでしょうかね。でも、やっぱりこういうふう
に書けるじゃないかなど、そのほか、いかがでしょうか。

大越委員

大越です。皆さんの仰る通りだと思っていて、ただ、この委員会自
体、保育の質を、市内の保育園の保育の質を上げようということで、
多分設置されていると思うので、やはり根幹にかかわるものだと思う
のですね。今から一から定義するというのは、確かにすごい時間的に
も限られているので、さっき委員長が仰ったのは、この中に書いてあ
ることだというお話だったんだと思うのです。なので、例えば保育の
質のガイドラインの4章のところ、目次の25ページに書いてあるよ
うな内容で、ここが多分、仰っていることなのかなと、ちょっと私は
理解して、例えば一文だけでも、保育の質とは、(1)の保育の内容と
か、健康及び安全とか、こういうところからとれるものなのか、さら
に、より深めていくことが今後の課題ですみたいな感じでやっていく
のかとか、ちょっとなんかそういう、すこし、真木先生も仰っていた、
一文とか二文追加することでできるのであれば、私たち保護者は、本
当に保育の質って、ここに入ったからわかったようなもので、本当に、
説明するのも結構大変なんです。周りの保護者に。こういうのが現状
でちょっとあるので、保育の質って小金井の保育ビジョンではこうい
うふうに一応なったよみたいな感じで、保護者との認識も、そこでち
よっと近づけると良いのかなという希望はあるのですけれども。

米原委員長

それこそ、今、すごく大きなテーマをいただいているなど思ったの
ですけれども、本来であれば、各保育園がそれぞれの理念・目標に沿
って、これが質の高い保育ですよというのをきちんと伝えて、それが
実際にできているのか、どこに課題があるのかというのをやり取りし
ていなければならないのに、現状は、そこまでは理想的にはできてい
ない。で、というところがあると思いますね。なので、他の保護者の方
にいろいろ説明するのが難しい。その上で、それぞれの施設がある
中で、ここでこうです、ああですというふうに言えるところはどうか、
もしくは、これはちょっと言えないのかというところもあるか
と思います。どうでしょうか。質の定義とか、それを明らかにするも
の。

真木委員

真木です。大越さんが仰るように、用語の定義のところ、何行か
入れておいても別に良いのではないかなと思うのですけれども、それ
に対してパブリックコメントを取るとかそういうのではなくてね。その
定義という形で、文章で、漠然としているよりは、少し、観点という
かポイントを指示しておいた方が、皆が、ああ、そういうことなんだ
と。で、ずっと何年もかけて話し合ってきた保育の質、それを含めて
保育の質のガイドラインなんだというのが分かれば良いのかなと。

米原委員長

例えばですけれども、基本目標ですとか、目指す保育・大切にした

い保育に必要なことというのが、まさに今仰ったことだと思うんですよ。

飯塚委員

飯塚です。今、まさに基本目標、「わたしたちは子ども一人ひとりの最善の利益をともに考え続け尊重していきます」とあるのですけれども、この会議をずっと通して、子どもの権利や子どもの最善の利益というのをずっと根底に皆さん持っていて、そこで議論を掛けてきたと思うので、それをともに考え続け尊重していくことこそが、保育の質を深めていくことと私たちは考えています、みたいな但し書きを、あえて保育の質に関して定義はしないけれども、これを考えていくことこそが保育の質を高めていくことにつながります、みたいな但し書きを入れるのはどうかなと思ったのですけれども、どうでしょうか。

米原委員長

いかがでしょうか。

長汐副委員長

良いですか。うまく言葉にできないのですけれども、保育の質の具体的なことを今までずっと私たちは話してきて、それが良いことだよ、目指すことだよと話してきたんだと思うんですよ。だから、質が高いものというのがこの中に凝縮されているのかなというふうにも思うんです。ただ、保育の質というのは、もし定義するとしたら、非常に難しいなと思うのは、質というのは、固定化されたものじゃないんじゃないかと思うんです。なので、一人ひとりの子どもってみんな違うじゃないですか。でも、その子どもたちの興味や関心や、その発達やということを、私たちが支えていく、そういう、話し合っていく、支え合っていくという姿勢こそが、やはり質の問題じゃないかと。良い保育の、質の良い保育というのがあって、そこに子どもを当てはめていくのではなくて、子どもに合わせた形での、この子にとっては何が大事で、どういう環境が必要なのかねというのを、話し合える、先生方で、話し合って、保護者も含めて話し合っていく、そういうこと、それができることがやはり質が高いというか、そういうことなのかなと思うと、中々、言葉で、これが高い質ですよというのは、ちょっと言葉で言いきれないのですけれども、それを抽象化すれば多分質になるのかもしれないけれども、具体的なイメージというのは、そういう、もっと流動的な、動的なものの気が、私はするのですけれども。まとまりませんが。

真木委員

真木です。参考になるかは分からないのですけれども、OECDによる保育の質の定義というのがあるんですね。ちょっと、読んでみますね。「保育の質の定義 子ども達が心身ともに満たされ、より豊かに生きていくことを支える保育の場が準備する環境や経験のすべてである」、で、括弧して、多面的で複合的なもの。皆さんが仰っていることですよね。で、その側面には、いろんなものがあるということがかいてある、ちょっと割愛しますけれども、保育の質の、じゃあ、どう

いうことなのかという3つの観点、世田谷がガイドラインに入っているようなことです。1つ目は、「保育の質に関しては主に保育内容、保育の環境、人材の3つの観点が考えられ、それぞれの観点に関連して基準等を定め、質の確保を図るとともに、質の向上に資する取組を推進する」、だから、皆が考えてきたことなんですよ。だけど、これを言葉にするととなると、こんな形、これは一つの例ですけれども。そういう言い方。

で、漠然と取り組む、これね、いろいろ2年間かけて話し合ってきたからこれが言えるんですよ。これ、皆が話し合いをしっかりと真剣にやっていないと、言えないことです。で、今になって、いまさら？と思うかもしれない、いまさら、と。そうじゃなくて、今だからこそ、話し合ってきたからこそ、じゃあそれはなんなのよ、何なの、という、そういう疑問に、すごいそういう気付きにたどり着いたというのはすてきなことだと思うのですね。

米原委員長

ちなみに、今の定義は、一つの園の保育の質の話をするのではなくて、大きな地域、国単位の大きな地域の質の話をしているので、要するに、保育園の中で、じゃあ人材を、とかって話をしたら、私たちのことになるわけですよ。私も保育者ですから。

なので、人材ということ言うのは簡単だし、マクロ、大きなところで言うのは良いんだけど、じゃあ私たちは何ができるのかというところが、本当に、実際に日々保育をしている先生方の保育の質の向上につながるわけなので、それは一つの視点。で、その大きな視点だと、皆学位を取ったら良いね、専門保育士という資格を作ったら良いね、もっと給料を上げましょうというお話になるのですけれども、そういう話をいくらしたって良いのですけれども、今日、明日、来月の保育をよくするというものに直接つながるという話をここではしてきて、さらに、市としてはもうちょっと長期的にはこれが良いだろうというので、施策としてやってもらっている。という、そういうのを、付け加えさせていただきます。

真木委員

真木です。世田谷の定義というのはそういうものを定義というか決めつけてはいないんです。保育の質を支えていく考え方の、要するに、提示ですよ。そういうのが、何かそういうのが文章で何行か入れるだけでも、随分締まってくるなど、全体がね。と、思うんですけども、どうでしょうか。まあ、大変だよ。時間もないし。

米原委員長

仰ることはそうで、ごめんなさい、繰り返しになりますけれども、そのほかの部分においても、よりこうすれば良いということは必ず出てくるし、それは時代によってもっともっと変わっていくことなので、このガイドラインを活かす、という、今、本当に真木先生が仰った通りで、このスタートラインがあるからそういう話ができるという

のを、ここだけじゃなくて、各園でこうしていただくというのも、良い例、経験しているのですが、じゃあ、何行どこに入れるというのについて、もう中々皆さんが納得いく提案というか、私は今すぐにはできないですし、いかがでしょうか。

中村委員

中村です。私は、やはり、保育の質というのは、それぞれの園によっても、それから、保育者によっても、すごく違うと思うんですね。で、その保育の質を高めようと議論すること、そして、やはりここに書いてある、目標とか目指しているものを読んで、自分たちがこういうことはこうだよねというふうにするこのほうが大事で、私は、やはりここで今あえてこうあるべき、こうだとあえて言う必要はないかなというふうには思うのですね。そういうふうに来てきたんだから。とてもなんだか違和感があって、それぞれの園が、保育士が、それぞれ考えながら、質を高めるってどういうことかということ、議論していくことが大事だというふうに私は思います。

真木委員

真木です。中村先生の仰ること、すごくわかる。時間がないのも分かる。27ページのガイドラインの見方というか、そここのところで、いろいろ書いてあるのだけれども、私、確か、以前に提案で、このガイドラインができたなら、それを皆で研修しよう、そして、もっとこういうふうな見方をするんだよというのを確認し合える場が欲しいという話は、させていただいたと思うのですね。そういう話の場で、じゃあ、みないろいろと討論しますよね。討論して、じゃあ、保育の質って何なのという、そういうふうな持っていき方も、逆にあるのかなとも思います。

例えば、保育所保育指針がひとつ出ました、そしたら、その解説、その見方という本も、特別にまた出ます。というような形の、このガイドラインができたなら、ガイドラインのサブノートじゃないけど、なんだかそういう、軽い、もうちょっとやさしい感じで、これはこういうふうな感じで見てくださいみたいなのが後々出来上がればよいのかなと。それがまた、できない場合でも、研修で、こういうふうな思いで作る人たちは作り、こういうふうなことが考えられる、一つのこれが例だよというような感じっていうふうな感じにもっていても、良いのかなとは思いますがね。

大越委員

大越です。今、皆さんのご意見を聴いていると、私たち保護者はちょっと分からない部分も結構あると思うのですが、定義するものじゃないというのは、すごくよく分かって、保育園それぞれで、質を高めていくために、保育士さんが中心となって議論をしていくというのが、すごく質を高めていく重要なプロセスなのかなと思って、すごく流動的なものなのだというのもよく分かりました。

なので、ちょっとそういう内容でも、一文、どこに入れるかはちょ

っとあるのですけれども、何か、そういうものなのだというのが私も今分かったというか、本当に、何度も、2年も出ていて申し訳ないのですけれども、何か、そういうのってすごく大事なのかなって思いました。

米原委員長
大越委員

どういったものが入ればよいというふうに、なにかもうちょっと。今の皆さんの、先生方の多分ご意見全てかなと思ったのですけれども。小金井では定義はしない、この保育ビジョンの中では、そういう、人材とか、そういう定義は今もちろんね、時間的なこともありますし、定義はしないというのと、あと、子どもに合わせた保育の質を高めるというところなんですかね。保育園ごとに子どもに合わせてやっていくというところが何かわかるようになれば良いのかなと思ったのですけれども。逆に、委員長、先生はいかがでしょうか。

米原委員長

そうですね、保育って、子どもと関わっている中で、あ、なんかちょっと子どもがしっくりこない、例えば遊びに没頭できないのって、なんでなんだろう、あ、こうなんだとってこうして、子どもが遊びに没頭する、ああよかった、で、また、というように行きつ戻りつしながら、本当にその時その時の子どもの想いだとか、体調だとかそういう姿をですね、想像して、先生方は本当に献身的に保育をされていると思うのですね。そういう、この前よりももうちょっとという取り組みを日々積み重ねておられるというものを表現できれば良いのかなと。でもそれって、保育の中ではある意味当然という、多分、保護者としても、子どもと付き合う中で、いろいろあると思うのですけれども、それを（保育者の方は）意識的にされているのかなとは思いませんね。

質のもっと、向上って、当たり前のように書いてあって、具体的にじゃあこうしましょう、というふうな構成になっている中で、あえて表現しなくても良いのではないかというふうなご意見もあって、中々難しいというか、少なくとも、表現するのなら難しいんですね。

大越委員

それは、皆さんのご意見を聴いていてよく分かったので、それをどう表現していくというか、多分、今のお話を聞いていると、すごく明確にするべきという感じでは全然ないと思って、その日々の保育士さんの努力、私たち保護者の見えないところを近づける、少し近づける一行を入れていただきたいなという感じなんです。

なので、皆さんのご意見を集約していただいて、適切なところに充てていただければ、もうそれで良いのかなと。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。こちらのビジョンの構成上、多分入れるのが難しいだろうなと思っています。

というのは、2章が、現状と課題なんですね。なので、現状のところで、定義しましたというようなくりを入れていくのは難しいのか

など、流れとして思っています。現状ですので。ですので、ちょっと今、話がだいぶ飛んでしまうのですけれども、資料の64の46ページのところに、保育の質の維持・向上に向けてという5章のところなのですが、こちらの最初のリード文のところに、保育の質の維持・向上にあたっては、から書き出してはいるのですけれども、保育の質の定義については、中々定量的な評価が難しいなどもあって、定義づけるのは難しいのだけれども、質の維持・向上していくにあたっては、というふうにつなげるなど、というふうな形はどうかというふうに、ちょっと今思ったのですが、文章のところを、ご指摘いただいているあたりを読み返してみても、定義づけるというのが、センテンスの流れからいってちょっと挟み込みにくいなということもありますし、例文的に、例えばこういうような考え方もある、程度に終わってしまうと、多分ご趣旨と違うのかなというふうに思ったので、ガイドラインの部分で言及するというのもあるのかなと思ったのですが、ビジョンの中で書いていくとすれば、今後についてなり、市としてなり、決めていくというところの書きぶりからすると、5章のところの、全体のところで定義づけは難しく、こういうふうに日々やっていくことが、定義は難しいけれども、向上していくためにはこうなんだというつなぎで入れていくというのは、ちょっと出しやばりですけれどもいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

米原委員長

5章の1文目が表現されていることが、まずまず今のご集約してくれたと思いますけれども、それに加えて何か、もうちょっとこれを足すとか、まあこれで良しとするか、というところですが、いかがでしょうか。

大越委員

大越です。ありがとうございます。場所は、私個人的には良いかなと思いますので、これにちょっと付け足して、定義はできないけれども、というところと、あと、皆さんの仰った意見を織り交ぜながら、適切な一言にさせていただけるとすごくありがたいなと思います。

何か、全く議論されていないみたいな、議論されていないというか、保育の質の定義について、今振り返ってみると、漸く確かに、議論できるようになったというのは、本当に真木先生の仰る通りで、それをちょっと一言でも、表記できたらありがたいなと思いました。

米原委員長

そこに関して、ちょっと預からせていただけますでしょうか。

認可保育園のことでも、いわゆる環境ですね、というものの在り方というのは違いますし、それは、駅に近いだとか、野川に近いだとかいうのも関係してくる。たまたま、新人が多い時期の、ベテランが多いからすべて良いというわけでもないし、中々難しいところでもありますので、少なくとも、今、大越さんが仰ったように、保育実践をより良くしていく取組が、継続的に行われていくことが重要ですよというの

がこれまでの議論を表しているので、さらに、その定義となると難しかったんだよということを入れるということについて、事務局と私にお任せいただくということによろしいでしょうか。

真木委員

真木です。5章も良いのですけれども、23ページ、先ほどどなたかが仰っていた、小金井市の保育の目指すもの、大切にすること、井戸下さんかな。仰っていた、大切にしたいところに、一つ、これは言い切っていると思うんですよ、保育の質のことを。なので、このあたりにちょっとした言葉を付け足して、5章は施策の方向性というか、それをどうしたら良いのかということなので、目指すもの、大切にしたいことを、保育の質としてこういうことをやっていくんだよみたいなことが、ここはちょっと良いんじゃないかとは思いますが、そういうことも含めて、お願いします。

米原委員長

はい、よろしいでしょうか。

目指すもの、大切にしたいことという理想、アイデアがありまして、地道に積み上げていくという現実があるわけですね。その理想に向かって現実を無理やり合わせちゃうと、教育虐待というものになってしまう可能性があるということですね。でも、理想が無い保育というのは、ただの放任になってしまうということで、すごく大きなテーマをここでやり取りしているのは、本当にこれは、皆さん、現場の保育士さんもそうですが、保護者にも伝えたいところですけども。

先ほど申し上げましたように、大きな変更ではなく、今の議論の中で出たいろんな表現を付け加えるよう、検討するというごこと、お任せいただきたいと思います。ありがとうございます。

結構時間を使ってしまいました。大事な点ではありましたが、今日中に、今日の7時半までに、残りも検討していきたいと思っておりますので、すみません、無理にとは言いませんけれどもできるだけそれを目指していく形で進めたいと思っておりますのでご協力をお願い致します。

1章、素案全体を見て、1章についてよろしいでしょうか。それでは、第2章及び3章へ進みたいと思っております。

資料64では、5ページ、具体的には5ページからですね。23ページまでで、軽微な変更や分かりやすく変更しているものに対しては、市の方でご修正いただいております。

井戸下委員

井戸下です。ちょっと戻っちゃうのですけれども、資料63の、8番の内容がちょっと私は気になって、この事故があった際のトラブル対応という、この中ですごいピンポイントなことに関してではないんですけども、情報の取扱い方で、現場の先生たちとかは、守秘義務があるので、当たり前すぎることで、ちょっと気が付かなかったこともあるのですけれども、情報管理みたいなことが、どこかにあっても良いのかなと。これを見てちょっと思ったのですけれども。だからと

いって、どこに入れるかと言われると、ちょっと良いところが見当たらずなくて、どこか、安全管理のところに入れるんだったらそこぐらいしかないかなというふうにちょっとしたんですけれども、すみません。ページが全然飛んでしまって申し訳ないです。38ページですね。今ここに書いてある基本的な考え方の内容にはちょっと離れているので、保育内容に入れることではないかなとは思いますが、すみません、なんか、どこかに入れても良いのかなという気は、ちょっとしました。

米原委員長

すみません、ちょっと時間のこともあるので、私から。例えば、苦情に対する対応等は、きめられたプロセスを以てやらなければならないので、体制を整えていますので、情報管理に関しても、第三者評価の項目にもあるように、かなり、必ずこういうふうにはやらなければならない、というふうな体制を整えているはずで、そうでなければ指摘を受けていると思うのです。さらに、それに加えて今どきのインターネット等での情報の拡散というものがここには出ているのですけれども、多分、そういったことについて各園が取り組んではいないので、今後の研修会等での議題にはして、議題というか話題にはなっていくかと思えますけれども、それをガイドラインにどこまで入れるのかというようなことについては、ちょっと難しいというか、この時期になつては難しいかなというふうに考えます。

井戸下委員

そうですね、ちょっとどこに、入れるんだったらここだなというのがパッと分かるような内容であれば、ここに入れたらどうですか、と言えるのですけれども、入れるとしたらどこかと悩んじゃったので、そういう議論というか、意見もあつたという流れが作れたらそれでいいかなと思います。

米原委員長

ちなみに、指針及び開設では、様々な、そういったトラブル・苦情も含めたご意見等が、結果的に質の向上につながるもので、そういった対応を丁寧に行うような内容がありますので、普段からもそうされていて、第三者委員も置いていらっしゃるかと思います。

確かに、ちょっと、特に保護者の目線からすると大事な観点と、ここでは出てくるなど。

中村委員

中村です。実際に就業規則にも書かれていますし、それから、一人ひとりの職員も皆、誓約書を書かされていますし、やはり苦情とか個人情報ということについては、非常に力、今一番の問題になっているところかなというふうには思っていますので、それは日々話しているので、話していることだと思います。

米原委員長

他は、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、意見に対する回答結果の案としては確定させていただいて、次に進ませていただきます。

次がですね、4章への意見ですね。ページで言いますと、24ページ

ジ、具体的には25ページ以降ですね。ナンバリングで言いますと、25番からですね、67番となりますが、いかがでしょうか。

竹澤委員

竹澤です。資料63の36のところなのですけれども、基本目標の方が、ガイドラインの見方よりも前にあるべきじゃないかという話なのですけれども、私も、その通りだなというふうに思うのですけれども、ガイドラインの見方って、基本目標から後のガイドラインの見方を書いていると思うので、ここの場所を変えるだけでもあるので、基本目標の方が、大切なこと、ガイドラインの見方ってある意味注釈なので、重要度はとても、そんなに高くないものだと思うので。

米原委員長

ありがとうございます。これは多分、帳合によっても、見開きがどうなるのかというのでも変わってくるのかとは思いますが、いかがでしょうか。

事務局（保育政策担当課長）

事務局です。この流れになった経過だけ、改めてご説明します。結論から申し上げますと、このままでというような案は書かせていただいているのですけれども、どちらもあり得るのかなとは思いつつ、です。なぜこうなっているのかというのは、その前のページの、活用方法の説明を図式化しているという流れから、この隣にあるという流れになっています。ただ、今、委員の仰ったような視点もあるかなというふうに思っていますので、最終的に委員会の方でこのデータのまま行っていますのでこうさせていただいておりますが、ひっくり返した方がよいというお話になるのであれば、それはそれでというふうに、事務局としては思っています。

米原委員長

はい、委員の皆様、いかがでしょうか。どうですか、竹澤さん、今の、活用方法の流れなので、こういう状況になっているようですが。

竹澤委員

竹澤です。確か、議論のときにも、ここの26ページから28ページからの議論の時にも、意見というか、述べさせていただいたのですけれども、本来ならばというか、1. ガイドラインの策定趣旨と位置づけというのがあって、2. の基本目標が、2. としてあって、3. としてガイドラインの構成と活用方法というのが来る流れが一番きれいなかなというふうに思ったのですけれども、それで、意見を一応出させていただいたのですけれども、それこそ、基本目標ってすごく大切なので、1枚に書きたいというのがあって、その割り振り、ページの割り振り上こういうふうになったのかなというふうに、ということも思ったので、これで仕方ないのかなと思ったのですけれども、改めてここのパブリックコメントでも同じようなご意見があったので、1の下に、本当は、基本目標、2. のスペースのところ小さく書くのはやはりインパクトとしては、基本目標が目立たないということですかね。やはりこの構成がしっくりくるのでしょうか。

事務局（保育政策

事務局です。事務局が発言したので混乱させていたら申し訳ないの

担当課長) ですけども、ということでこうなっているという事実をお伝えしただけなので、事務局の方としては、その状態を尊重して回答案を作っているだけですので、ひっくり返した方が据わりが良いというお話であれば、別に事務局として意図はないので、どちらでもというふうに、事務局としては考えています。以上です。

米原委員長 いかがでしょうか。現場の先生方、保育のねらいと内容って、狙いがあるって内容があるというような、基本目標とそれぞれの項目という並び、それはそれでじっくりこられているのかなと。私は勝手に思っているんですけども、いかがでしょうか。

どちらでも良いという感じでしょうか。では、どうしましょう。紙を裏返すような形で、ガイドラインの見方がちょうど左手にきて、ああ、こういうふうに見るんだということがあって、基本目標の方が前に来るというふうにしたいと思います。ありがとうございます。

事務局（保育政策担当課長) 事務局の方で、確認です。単純にページをひっくり返すだけで、ガイドラインの見方というのは見本みたいなものなので、特に今の項番に引っ張られることなく、ただこのページをひっくり返すだけということで整理させていただくことでよろしいですか。

(全員) (異議なし)

事務局（保育政策担当課長) ありがとうございます。

米原委員長 井戸下委員 他は、いかがでしょうか。第4章ですね。

井戸下です。パブリックコメントの45番なんですけども、子どもの権利条例のことが書いてあるのに、全部は書いていないというご意見があるので、このページではこれで良いのかとは思うんですけども、別で、資料としてつけるみたいなのがあっても良いのかなと思いました。

米原委員長 井戸下委員 いかがでしょうか。

付けたほうが、別でわざわざ探してこなくても見れるかな、というのはあると思うんですけども、ただ、このガイドラインの保育ビジョンの本質とはちょっと違うから、逆に、ややこしくなるというか、もし何かそういうのであれば、あえてこれの付属としてつけなくても良いんじゃないかなとも思うんですけども、今こういうご意見があったので、それだったら別に付けても良いのかなというふうに思いました。

米原委員長 ちなみに、現状では、学校や保育園、幼稚園で、子どもの権利に関する条例についての広報、パンフレット等を配っているというのではないのでしょうか。

事務局（保育政策担当課長) 事務局です。できてからある程度期間が経っているということもあるので、こちらの方として、ちょっと時期は明確ではないのですけれど

ども、園に対して情報提供はしているかなとは思うのですね。ただ、常備してくださいというところまで行っているかどうかというのはあるのですけれども、何らかの情報提供はさせていただいているのは事実です。

あとは、体裁的にガイドラインの後ろに付けるべきなのか、ビジョンを作るにあたっての参考資料として添付するような形が望ましいのか、ちょっとそのあたりは何とも言えないのですけれども、ガイドラインの後ろに条例だけ入れるのが良いのかどうかというのは、皆さんのほうで、ご議論いただければと思います。

米原委員長

活用していただくには、条例の条文だけバン、と載っているよりも、ひよっとしたら、子どもに伝える時にも役に立つようなものが、リーフレット等があると良いなと思って事務局に質問したのですけれども。

大越委員

大越です。条例って、以前いただいた、だいぶ前にいただいた、資料13の紙1枚なのでしょうか、という、事務局への質問です。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。条例自体がどうかというお話ですか。

大越委員

そうです、どのぐらいの量があるのかという質問です。

事務局（保育政策
担当課長）

ちょっと前なののですけれども、令和元年5月の会議の時に配布しました、委員会資料13、こちらが、子ども向けのリーフレットということで、ちょっと縮小気味ですけれども、A4両面のリーフレットはあります。全文というか、全ての文、条文ということになると、ちょっと小さく載ってしまっているので、字の大きさ等を考えると、それだけ、条例だけ載せるということだと、A4両面でなんとか、というような大きさかなと思っておりますが、参照するものとして、ガイドラインに付けるのが良いのか、ビジョンに入れるのが良いのか、入れるにしてもどこに入れるのが良いのかというあたりも含めて、改めてご議論いただければと思います。

ご議論としては、字の大きさ等があるので、何とも言えませんが、A4の両面ぐらいで収まるぐらいの大きさにはなるかなと、条文だけでしたらなるのかなと思います。3ページぐらい。

事務局（保育課長）

両面で3枚。

米原委員長

今、資料で載せるか、参考資料として付するか、最後に載せるか、あと、別刷りにして配るか、等々あると思いますけれども、皆さんいかがでしょうか。

竹澤委員

竹澤です。ここで、29ページで挙げているのって、13条のことについてだけ載せているのかなというふうに思うのですね。13条を今見ると、第1項から第7項まであって、その第2項とかは、育ち、学ぶ施設の関係者は障害のある子どもに配慮し、とか、3項は、学ぶ

施設の関係者はその施設での事故などが起こらないように、とか、結構具体的なことが書いてあるのですけれども、13条だけだったら、保育の質のガイドラインで注意するような項目というかが、挙がっているのかなと思うので、13条だけを巻末に、多分A4 1枚で収まると思うのですけれども、挙げるか、あるいは、その続き、29ページの後ろにA4 1枚が入るので、それだけ載せるということもできるのかなと思いました。

米原委員長
大越委員

ありがとうございます。いかがでしょうか、他は。

大越です。今のご意見も本当にそうだなと思うのですけれども、内容を見るとどれもすごく大事なことが書かれてあって、多分小金井で今まで大事にしてきたことなのかなと思うと、両面3ページぐらいだったら、参考資料で載せても、最後は良いのかなと思います。どれも削れないし、みたいな感じに思うと、参考資料で載せて良いかなと思います。

米原委員長

皆さん、うなずいていらっしゃるけれども、では、そういった方向性でよろしいでしょうか。

あと、私はここは個人的に意見を言うと、やはりリーフレットみたいなものは別に添えて、改めて各施設に配る、できれば子どもと一緒にこういったことを話し合えるような取組に繋げていってもらえると良いななんていうふうには思います。

事務局（保育政策
担当課長）

最終確認です。あくまでも体裁の話なのですが、4章の後ろに付けるという形の考え方、ガイドラインに係る参考資料という考え方の整理でよろしいですか。それとも、全体についての参考資料としてつけていくということなのか、もう一度、単純に言うと、44ページの後ろに足すということで良いのかどうかの確認です。

米原委員長

44ページのあとにたすのか、最後の巻末に足すのか。皆さん、どちらのイメージをお持ちでしょうか。

井戸下委員

井戸下です。この小金井市の子どもの権利条例は、保育に関わる人だけではなくて、小金井市の皆さんに知っていただきたいものなので、ガイドラインじゃなくて、ビジョン全体に付けたほうが良いかなと、私は思います。

米原委員長

うなずいていらっしゃる方は、多いですので、巻末に、ここでいうと素案の最後に付けるという形にしたいと思いますので、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。趣旨からずれていて恐縮なのですが、今後、活用していくにあたって、第4章だけ抜き出すという可能性が出てくるのですが、その際は、その後ろに付けた方が良いということも含めてということで、よろしいでしょうか。

米原委員長

はい、よろしいでしょうか。

(全員) (異議なし)

事務局（保育政策担当課長） では、もしガイドラインだけ単独で製本等する、製本なり印刷なりする場合は、ガイドラインの参考資料としてもつくということでしょうか。

米原委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

他は、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第4章について、これまでの検討結果案で確定とさせていただき、一部反映するということですね。

それでは、続きまして第5章について、お願い致します。いかがでしょうか。実質、46ページから49ページです。

大越委員 すみません、大越です。ちょっと一つ戻って、すみません、番号33番の意見、6ページ目なのですがすけれども、意見に対する返答結果のところの、返答の仕方をもうちょっと丁寧に書いてあげたほうが良いのかなと思ったのが、これはなんでチェック項目でやらないかという内容で、私たちのところで議論して、それは現場の保育を縛ることになるから、今回はそういうふうにはしなかったというような、丁寧な表現に変えていただいた方が良いのかなというふうに思いました。以上です。

米原委員長 では、そこについては簡単に説明を付け加える形にしたいと思います。他は、いかがでしょうか。第5章。

井戸下委員 井戸下です。5章というか、全体的にパブリックコメントの中でたくさん意見が出ているのが、具体的なことを書いていただきたいとか、絵にかいた餅にならないようにというようなご意見がここでもたくさんいただいているので、ずっと議論をしてきた私たちは、そこは話はしたんですけども、具体的には書いていないところなんですというのはわかるのですが、やっぱり皆さん、今後活用していくにあたって、活用していくというか、これがちゃんと活用されるのかというのを心配していらっしゃるというか、活用してくれることを期待してくださっているんだなというのがすごくよく分かったので、前にも話に出ましたけれども、今後どういうふう to これを活用していくのかというのを、現時点で市が何か考えをもし持っているのであれば、ちょっと聞いておきたいなという気がします。

米原委員長 第5章で言うと、46ページの(1)の活用というところですね。

井戸下委員 そうです。

事務局（保育政策担当課長） 事務局です。まず、前提として、全てが出来上がったあと市の方でいただいて、それでどうしていくかという検討をしていくことになるというのが一般的な流れになります。

その上で、現状想定しているものという段階で申し上げると、まずは周知をするところから始めるというふうに考えておりまして、その

周知に当っては、来年度、保育園側の方にこういうものができました
というようなことをお伝えしていくような機会を持つというふう
に、言い方が曖昧なもので恐縮なのですが、考えています。

その後は、やはりこれを使った研修を行っていくというのを市とし
ては考えたいと思っはいるのですが、どういうふうな運営なりやり
方が良いかということについては、正式に頂いたあと、いろんなど
ころからご意見を聴きながら考えていきたいと思っはおりまして、皆
さんから出ている意見以上の考えは現時点ではないのですけれども、
まずは周知として、お披露目ではないですけれども、そういうような
場を設けるということと、これを使った研修会というのを今後定期的
に行っていくということ、その2点については、ガイドラインについ
ては市の方ではやっはいこうという考え方を持っはいます。

それ以外の施策の方向性については、申し訳ないのですが、出た後
こちらの方で、どういうような内容をやっはっていくかについて少し突っ
込んだ形で検討していつて、ある程度の施策の方向性なりが市として
も具体的なものが見えてきた段階で、事業化していつくというような形
になると思っはいますので、市の方としても、今この時点でこれ以上踏み
込んだプランがあるというわけではないです。

井戸下委員

ありがとうございます。そこはやはり、私たちもそうですが、出来
上がった後に見た方も、どうしていつくのって疑問に思われるところだ
と思っはるので、これが、現時点でそういうお考えだというのは分かつた
ので、これを実際、園にこういうものができましたよと周知をする
ときにでも、今後はこれを活用して、その段階ではもう少し具体的な
ことが書けるようになっていつると良いなというふうに思っはいます。

大越委員

大越です。今の井戸下委員の話に続いつてなのですが、保護者には、
何か、こういうのができたよというのは、周知されるのでしょうか。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。繰り返しになるのですが、まだできていつない段階で、
こちらの方でどうするこうするという話にならない性質のものだとい
うのはお分かりいただきたいのですけれども、まず、保護者の方とい
うか、全体の周知という意味では、ホームページ等で公開していつく
というのはまず考えたいというふうに思っはしております。それから、保
護者の方への周知については、いただいた後、市の方でも何かの検討
をしなければいつけないというふうに思っはしています。というのは、皆様
の方でもこれだけ時間をかけて作っはいただいたものではあるので
すけれども、やはり、シンプルに言うところちょっと難しいガイドライン
になっているところがあるかなと思っはしておりますので、他自治
体で分かりやすいようなものを出しているようなお話も聞いてはいつ
るのですが、すぐにそれを市の方でバージョンアップして作るという
のは中々簡単ではないなというふうには思っはしているのですけれども、

そういうような意見も会議の中でも出ておりましたので、そういうことも含めて、どのような周知をしていくのが良いのかというのは、いただいた後考えなければならないとは思っております。

ただ、今の時点では、まずはできたことについてホームページで周知をするというのがまずはスタートラインかなとは思っております。なので、今明確に言えるのは、まずはそこかなと思っております。以上です。

米原委員長 5章に関しては、民間保育園園長連絡会よりご意見をいただいているようなので、お願いします。

事務局（保育政策担当課長） 申し訳ありません。5章について、民間保育園の園長連絡会から、ご意見をいただいています。

ご意見の内容としましては、5章の施策の方向性の中で、保育分野の巡回相談よりも、特別な配慮が必要なお子さんへの相談、巡回相談の方の施策の充実を優先していただきたいというようなご意見をいただいております。ただ、これ自体について、優先順位までビジョンとして書き込むものではないのですけれども、そういうようなご意見はいただいているということについては、この場でご報告させていただきます。

米原委員長 ありがとうございます。他は、いかがでしょうか。この意見に対する検討結果の案についてご意見ございますでしょうか。

長汐副委員長 よろしいですか。このコメントは、私たちのこの委員会に対してお寄せいただいたコメントというふうに考えてよろしいですか。

米原委員長 それは、正確に言うと違いまして、この案に対して、案を提出して、それをプレーンな立場でご覧になった市民の方のご意見です。

長汐副委員長 そうなんですね。答えの中に、検討委員会で議論してきたことなので、提案通りというようなお答えが書いてあるものですから、それで差し支えないものもあるのだけれども、文言が難しいとかいうようなところもいくつかありまして、

米原委員長 直っていないものがあるということですかね。

長汐副委員長 そうですね、どこだっけな、応答性、保育園の、4章だったかな。応答性がどうのこうのというのが、とても難しい言葉だから、例えば手ごたえだとか、言い換え見たいなことをした方が良いんじゃないかというのがあったので、そういうのが何点かあって、言葉が難しというのは、ちょっとやさしくした方が良いのかなと。議論したからこれで行きますというのではないほうが良いのかなというふうに思います。

米原委員長 ちょっと待ってください。直っているものと、直っていないものがあるのです。

長汐副委員長 そうなんですね。これは、46番かな。第4章ですね。

米原委員長 直っていないですけども、これ応答性は、保育の中では、指針に規定されている言葉なので。

長汐副委員長 一般の人は読むと分からないということですね。

米原委員長 そうですね、一般の人は読むと分からないですけども、このガイドラインの活用法としてはそうで、多分それは、保育園の先生はこういうことが大事ですよというふうに保護者にきちんと伝えていくべきことで、ここで簡単に言い換えるというような内容ではないんですね。

長汐副委員長 そしたら、このコメント欄は、そういうふうにお書きになった方が良くないかなと。

保育の質のガイドラインの各文章については、策定委員会で議論した上で記載したというのものもあるのかもしれないけれども。

米原委員長 ただね、その答えが山のようにあるんですよ。言い方があれですが。

長汐副委員長 じゃあ、それで良いということですかね。

米原委員長 そうさせて、そういう対応にさせていただくという提案を。

長汐副委員長 皆さんがそれで良いというのであれば。保育者にとってわかるので良いというのであれば。

米原委員長 それは、44番もそうですし。

長汐副委員長 一杯あるんですよ。

米原委員長 はい、あるんですね。だから良いということ表現しているわけではなくて、それは別に、ここに挙がっていた言葉だけではなくて、そのほかの、養護と教育が一体になるようにというのはどういうことなんだろうかというの、保育者で話し合い、さらに、きちっとそれを保護者と共有できるように、各保育者それから保育園が積み重ねていくということが大事かと思うので、それを書きたいところなんですけれども。

長汐副委員長 せっかく、確認になっているから、例えば保育指針を参照したとか、あるいはそこから引用したとかっていう、そういうふうな回答ではないんですね。

米原委員長 そういうことを、そういう書き方を検討結果案に載せたいということですか。

長汐副委員長 そうです、そうです。分かりにくいと書かれているのに、それをあえてこのままでいきますよというのには何か理由があった方が良く思うのですよ。議論したから、というのではなくて、例えばこの言葉は、保育指針にあって、こういうのは普通に保育者の先生方は使うというか、わかっているということだったら、そこから引用したとか、参照したとか、なんとなんとかっていうようなことで使っています、というふうに、お答えのところにね、せっかくコメントを書いてくださった方のお答えのところに、全部書いた方が良くないかなと思って。せっかく

出してくださった方に対しての、丁寧なお答えかなと思うのですけれども。

米原委員長

申し訳ないのですけれども、他の答えもそうになっていて、それについて一項目ずつ皆様のご了解を得ることが時間的にも難しいので、こちらに一任させていただいて、できること、できないことを検討して決定させていただいてもよろしいですか。

長汐副委員長

それは結構ですけれども、できるだけ丁寧にということで。

米原委員長

繰り返しになりますけれども、答えをすぐこちらで提示するというような書き方ではないように心がけていきたいと思います。

では、5章はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

これで、全部の確認が終了しました。一部こちらにお任せいただいたところもございますが、それでは、お任せいただいたところについて、どういうふうに進めますか。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。今回お話いただきました部分につきましては、至急委員長と対応するような形で資料63の変更をかけさせていただくとともに、皆様の方にも、メールでお送りさせていただきたいと思えます。大変恐縮ですが、一任いただいたという状況ですので、またそこで確認してというようなやり取りではなく、ご了解いただく形でご確認をいただくということでご容赦いただきたいと思いますというふうに思えます。ですので、今いただいた内容を反映する形になりますので、現在、「ご理解いただきたい」になっている部分が、いくつか、ご要望というか、ご意見に沿うように変更になる箇所もあるかと思えますので、そちらにつきましても、変更をかけさせていただいて、皆様の方に、こちらの反映後と合わせてお送りをさせていただきたいと思えます。

そういう形で、よろしいですかね。

米原委員長

はい、ただ、たくさんあるので、全てにおいて丁寧にということではなくて、議事録も公開されておりますので、ある程度そっけないというのか丁寧じゃないというふうにお感じになるかもしれませんけれども、そこについては限られた時間の中でできるだけ丁寧にしていきたいと思えますので、ご理解ください。

それでは、すみません、時間になっていますが、議題（3）、その他について、何か皆様からございますでしょうか。

それでは、事務局から、次回以降の日程についてお願い致します。

大越委員

すみません、ごめんなさい、ちょっと今、さっきの最後のところに、平岡さんの方から説明のあった、園長連絡会のご意見は、どう反映されるんですか。なんか今、ちょっと、さらっとお話をされて、何だったんだろうという。その確認だけさせてもらっても良いですか。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。反映するかどうかについては、そういう意見があったというご報告をしたので、それについて何かというお話がなかったの

で、現状のままというふうに考えております。

内容についてなのですからけれども、繰り返しになりますけれども、保育分野における相談支援というか、巡回相談よりも、特別な配慮の必要なお子さんに対する巡回相談、そちらの事業の充実の方を優先してもらいたいという、そういうご意見があったということです。ただ、他のご意見でもいただいているのですけれども、施策の優先順位を今ビジョンの中に書き込んでいないので、反映させる、優先的に実施しますとか、5章で切り分けをしていない状況もあるものですから、中々難しいと思いますけれども、というご報告はさせていただいたので、それに対して、特に記載を変えようというお話も出ていなかったかなと思いますので、こちらとしては、その意見も踏まえて、市の方にいただいたあと、実際に施策を検討していく中で、それも一つのご意見として意識しながら検討していくことになるかなと思っておりますが、今このビジョンの中に反映するかどうかについては、特段ご意見はなかったかなというふうに思っているのですけれども。

大越委員

大越です。ありがとうございます。すいません、でも、園長先生方の希望があるのであれば、そういう表記も、ちょっと考えたほうが良いんじゃないかなと意見させていただきます。

米原委員長

障がい福祉分野ですね、障がい児対象の、本来だと縦割りが良くないかと皆さんはお思いですし、行政の方もそれは重々承知の上だと思っておりますけれども、この巡回支援チーム、何か障がいのことについて保育で困っているとなったら、それについて対応するというのが当然だと思っておりますし、それは、障がいがあるなしに関わらず、要するに、障がい認定をするしないに関わらず、保育に、質の向上、子どもの健やかな育ちに資するような体制を整えるというのが（5）だと思いますので、今回、そういうふうにそれが含まれているというふうに確認させていただきたいなと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

中村委員

よろしいですか。今、自立生活支援課の方になっちゃうのですけれども、そちらの方からは要望がいっぱい来ているので、巡回を増やせ、増やせと言われているのは事実です。ただこれは、課が違ってくるので、そちらの方からは、そういうふうに言われて、やっています。

米原委員長

じゃあ、お願いします。

竹澤委員

竹澤です。小金井市児童、48ページの（1）のところにも、きりりによる巡回相談の充実を努めますというふうに、47ページの巡回保育支援チームの記述のほかに書いてあるので、その優先順位というのはこの5章では今回触れていないということなので、市側がこれから、その優先順位を施策の中で組み立てていく中で、そのご要望を承っているということで良いのかなというふうに、少し思いました。

米原委員長

少なくとも、委員会の中ではその重要性というのは共有してい

て、今後それを期待しているということですね。結果、個々の表記に繋がってはいるのですけれども。

加えて、いかがでしょうか。

大越委員

大越です。ありがとうございます。じゃあ、確認なんですけれども、園長先生方の思いを受け止めて、今後、そういうふうな形も受け止めて考慮していくというお話でよろしかったでしょうか。

事務局（保育政策担当課長）

事務局です。できた後の話になってしまうのですけれども、この中でやっていく優先順位までは、市の方でも入れていただきたいという話をしているわけではないので、いただいた後、市の方で今大越委員に言っていただいたような形の意図はくみ取って、組み立てていく、という考えはあります。

米原委員長

予算措置を伴うことですので、ここではっきりとしたことは言えないという内情だと思えますけれども、ただ、理解を共有して話題になっているということは、施策の実行の後押しになるかと思えます。

真木委員

真木です。今皆さんのお話を伺っていて、やはりこれは、ガイドラインが出た後に、見方、研修が必要だと思います。ぜひやっていただきたいと思うのと、応答性のある環境、豊かな環境というのを、これを学生に私が指導するときも難しいんです。難しい。だから、それをかみ砕いて、乳児保育なんか特にこの応答性という言葉が出てくるんですね。かみ砕いて、どういうことかというのを説明するのですけれども、やはり保育書だけでは分かりにくいので、説明や研修、そういう解説書じゃないけれども、そういうふうな注釈をつけたような、そういうものが絶対必要だと思います。

米原委員長

応答性があるというのは何だろうと、皆で考えるということですよ
ね。

真木委員

それが大事。

米原委員長

正解を伝えるということではなく。なるほど。ありがとうございます。

それでは、次回以降の日程について。

事務局（保育政策担当課長）

それでは、事務局から今後の予定についてご説明させていただきます。

先ほど、若干出ましたけれども、これで一応、検討結果案、63の資料に係るご意見については出切ったということで、委員長と調整のうえ、決定させていただき、ホームページで公表していく流れになります。ですので、当初予定しておりました次回の会議でご検討頂くという部分はないかなというふうに思っておりますので、今後、全て反映したものについて委員長から市長の方に、結果としてご提出をいただく流れになるかなと思っております。もし仮に、皆様の方に何らかご連絡また調整させていただくような場が仮に生じた場合は、別途メ

ールでお送りさせていただきますので、今の時点で市の方ではそのような進め方でさせていただければというふうに考えております。

中村委員

じゃあ、これで3月4日はないということですか。

米原委員長

なくても、議事としてはあれですけども、今、聞いて、これまで検討していろいろとやり取りしたものの振り返りというか、議事録に残すようなものではないんですけども、そういった場というのが必要なのではないかというようなご意見かと思えますけれども。

事務局（保育政策
担当課長）

事務局です。3月4日なのでですけども、一応皆さんご予約を取っていただいているかなと思っております。私どもも、そこまで時間をかけなくても、内部の作業はとは思っていたのですが、もし可能であれば、委員長からですね、状況次第なのですが、市長もしくは代理の者に対して結果を渡していただく場に皆さんご同席いただくような会が持てればというふうには思っておりますので、会としてどういう形で持つかということについて今日の進行状況によって違うと思っておりますので、もしそういうような形で、次回、会として、会というか、皆様のお時間が許すのであれば、そういうような形で設定させていただければとは思っております。

米原委員長

よろしいでしょうか。3月4日、ご予約を取っていただいておりますので、市長に、答申というのかですね、結果を、市長もしくは代理の方にお渡しするという、そういった場、それから、先ほどもありましたように、これまでを振り返って、今後それぞれとしてどのように考えるのかということをごすね、ざっくばらんにお話できるようなことも考えて、改めて事務局から調整させていただくということによろしいでしょうか。

要するに、もう議題としてはないんです。

中村委員

これができましたと市長に渡す。

大越委員

その期限はいつなんですか。

中村委員

3月4日って言っているんですよ。

大越委員

それが3月4日なんですか。そうなんですか。

米原委員長

3月4日まで、皆さんのご予約をいただいているので、その日をそういったことに充てることもできるのですけれども、基本的に用意しているご協議いただくことに関しては一通り済んでいると。

ただ、なんとなく唐突に終わったという感じがあるので、きちんと、あと1回ご用意いただいているというか、ご予約いただいておりますので、その会の持ち方について検討したうえで皆様にまたご案内するというふうにしたいと思えます。

井戸下委員

何をやるかは分からないけれども、3月4日は空けておいた方がよいということですよ。

米原委員長

そうですね。

それでは、お時間も終了時間を過ぎてしまいましたが、また、4日にお会いできることを、今回はですね、第24回の保育計画策定委員会を終了させていただきます。

それではまた、お会いしましょう。ありがとうございました。

以上